

バス停留所安全性確保対策の実施について

概要

平成30年8月30日に横浜市で発生した交通事故（バス停留所と横断歩道の近接による死角が原因）を受け、国土交通省により全国約40万のバス停について交通安全上の問題が無いか調査が進められた。その結果、瑞浪市のコミュニティバスにおいては「バスが停留所に停車した際に横断歩道の前後5mの範囲、又は交差点に車体がかかる」という理由で以下の停留所がリストアップされた。

①土岐線、釜戸＝大湫線「日焼田橋」（瑞浪市土岐町6454番地先）



②土岐線、釜戸＝大湫線「浄水場跡」（瑞浪市土岐町6599番地の11先）



③萩原線「学園台」（瑞浪市学園台4丁目1番地の4先）



対応

・①及び②については、危険性が高い当該2停留所を廃止し、その中間に位置する、交通安全上の問題が無いと考えられる場所（下記位置図参考）に停留所を新設することで、コミュニティバス運行上の安全性を確保する。

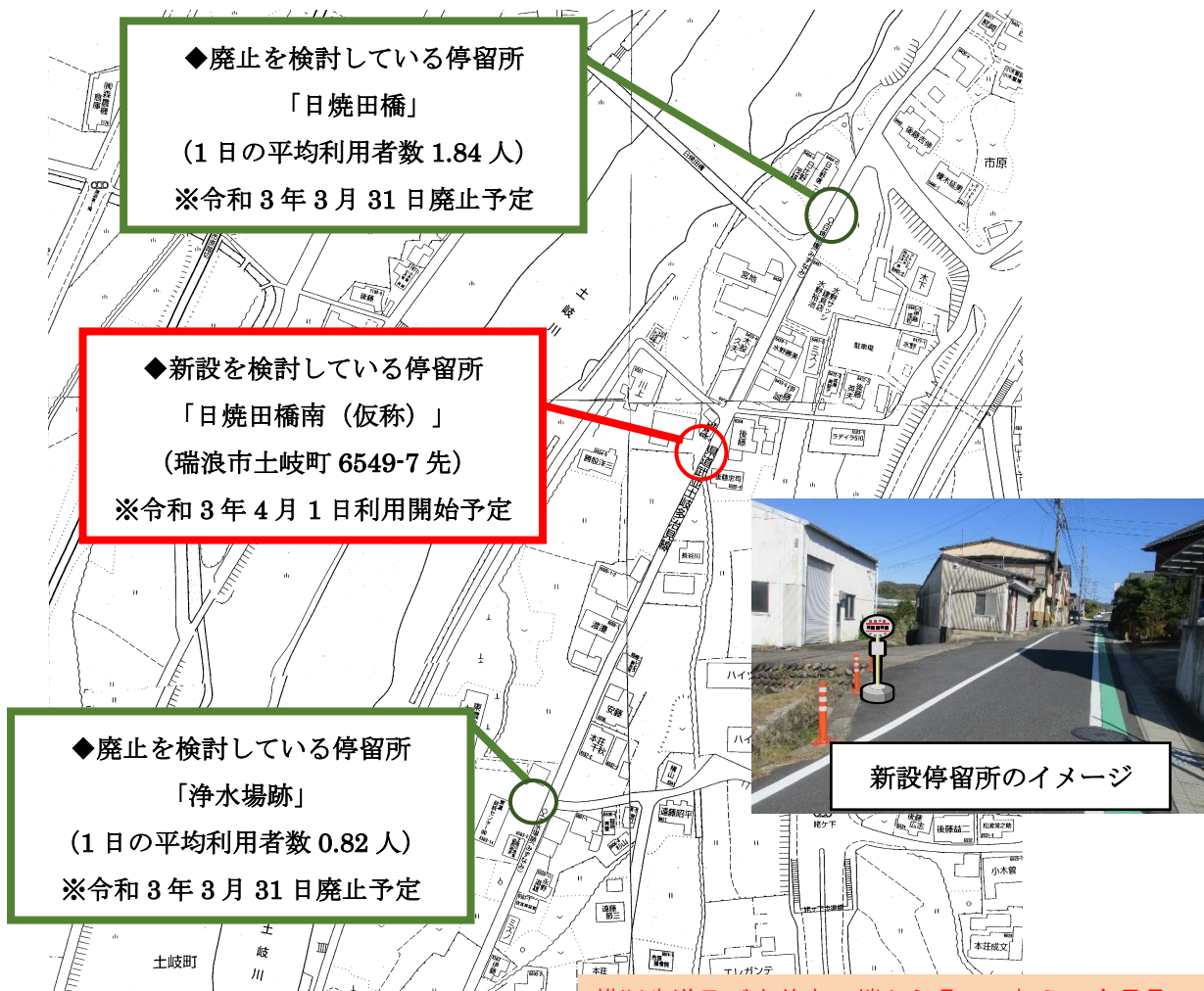
○事前確認

令和2年12月1日 近隣住民と現地立会いの下、設置場所の確認→支障なし

令和2年12月3日 隣接する倉庫所有者と現地立会いの下、設置場所の確認→支障なし

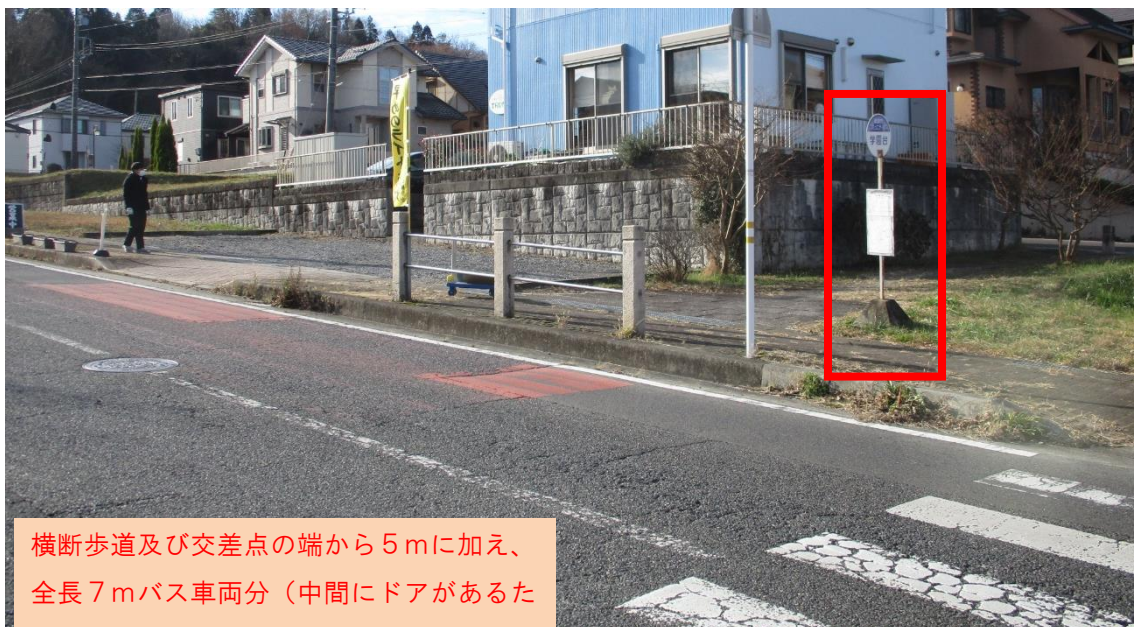
令和2年12月6日 区長を通して、市原区三役会で当案件の説明→反対意見なし

【位置図】



横断歩道及び交差点の端から5mに加え、全長7mバス車両分（中間にドアがあるため3.5m）＝8.5m以上の距離を確保した場所に新設

- ・③については、横断歩道から約20メートル離れた場所へ移動させ、コミュニティバス運行上の安全性を確保した。（令和2年12月22日対応済み）



横断歩道及び交差点の端から5mに加え、
全長7mバス車両分（中間にドアがあるため3.5m）＝8.5m以上の距離を確保した場所へ移動。

